

(2) 主な都の出えん金による事業の実績

事業名	令和2年度	令和3年度
分収林事業第Ⅲ期	契約満了による処分実績 5か所、11.74ha 主伐契約：20,8ha 木材の販売：20,893 m ³ 補植：61,83ha 下刈り：175,78ha 除伐：4,96ha	契約満了による処分実績 4か所、13.45ha 主伐契約：25,0ha 木材の販売：21,826 m ³ 補植：69,50ha 下刈り：174,94ha 除伐：11,34ha
森林循環促進事業(主伐等)	買取支援：0件 新規補助：2件 維持更新補助：52件	買取支援：0件 新規補助：2件 維持更新補助：56件
生産緑地買取・活用支援事業 農林水産物認証取得支援事業 (農家認証・水産認証・森林認証)	交付決定件数：1件	交付決定件数：1件
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	交付決定件数：6件	交付決定件数：11件
木の街並み創出事業	交付決定件数：0件	交付決定件数：2件
中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業		

(3) 指定管理者としての実績

(1) 件名	(2) 指定期間	(3) 目的	所在地	(4) 内容 業務内容	(5) 実績 (件数・金額)	
					年度	令和2年度
東京都立食品技術センター	平成28年4月1日～令和3年3月31日	公の施設の管理運営	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地 東京都産業労働局牧野薬原庁舎内	(1) 食品工業技術の普及、指導及び相談に関すること (2) 食品工業技術に関する試験、研究及び調査に関すること (3) 依頼により行う食品工業用の原料及び材料並びに加工食品等の試験並びにその成績証明に関すること (4) 開放試験室の利用公開に関すること (5) 食品製造業者と農林水産業者との連携促進のための相談及び情報提供に関すること (6) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関すること (7) センターの使用料及び手数料の徴収	202件 102千円	令和2年度
(6) 経費					試験研究 技術支援 管理運営 建物維持管理 計	13,809千円 4,250千円 57,253千円 27,268千円 102,581千円

東京多摩青果株式会社ほか3団体

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社大東京綜合卸売センター	令和4年9月13日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業
	東京八王子青果株式会社	令和4年9月16日	
	株式会社第一花き	令和4年9月20日	
局	東京多摩青果株式会社	令和4年9月22日	
	中央卸売市場	令和4年9月12日及び26日	

2 団体の概要

事業の概要	生鮮食品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、都民の消費生活の安定に寄与することを目的として、卸売市場法(昭和46年法律第35号)及び東京都地方卸売市場条例(昭和46年東京都条例第154号)に基づき、地方卸売市場を開設し、生鮮食品等の受託販売などを行っている。
-------	--

各団体の所在地、役員数(令和4年3月31日現在) (単位:人)

団体名	所在地	役員					職員	
		会長	代表取締役	専務取締役	常務取締役	監査役		
東京多摩青果株式会社	国立市谷保6-2-1(本店)	-	1	1	3	8	1	270
株式会社第一花き	足立区入谷6-3-1 東京都中央卸売市場北足立市場花き棟2階(本社)	1	1	1	2	-	1	80
東京八王子青果株式会社	八王子市北野町586-1	-	1	0	2	2	2	37
株式会社大東京綜合卸売センター	府中市矢崎町4-1	-	1	0	0	1	1	15

(注) ()内は、人員のうち都退職後に採用された職員の数

各団体が開設する地方卸売市場名等(令和4年3月31日現在)

(単位:㎡、人)

団体名	団体設立年	地方卸売市場名	開設許可年月日	取扱品目	卸売場面積	買受人数(注)
東京多摩青果株式会社	昭和22.5	東京都国立地方卸売市場	昭和48.11.2	青果物	9,623	254
株式会社第一花き	昭和62.10	東京都東久留米地方卸売市場	昭和48.1.1	青果物	4,125	142
		第一花き立川地方卸売市場	平成28.5.1	花き	495	87
東京八王子青果株式会社	昭和52.8	東京都八王子北野地方卸売市場	昭和47.6.12	青果物	6,008	143
株式会社大東京綜合卸売センター	昭和41.12	府中大東京綜合地方卸売市場	昭和48.1.1	水産物	264	229

(注) 買受人とは、仲卸業者及び売買参加者である。

3 都との関係（令和4年3月31日現在）

補助金（表1）	2億1,066万5千円（令和2年度交付額） 1億5,824万5千円（令和3年度交付額）
---------	--

（表1）補助金の交付状況（4団体合計金額）

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 （補助率）	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
① 東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱	多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備事業（補助率1/2以内）	4,491	116,611	85,201
② 地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金	地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金交付要綱	多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場の開設者等に基づいて行う施設整備事業のうち、省エネルギー化または環境負荷低減推進に寄与する事業（補助率1/2）	75,550	-	31,964
③ 中央卸売市場活性化支援事業補助金	中央卸売市場活性化支援事業補助金交付要綱	東京都中央卸売市場の事業者や市場業者で組織する団体等が、中央卸売市場の活性化に資する意欲的な取組を企画、研究、実施する場面に要する経費（補助率4/5以内）	27,207	87,571	-
④ 中央卸売市場強靱化推進事業補助金	中央卸売市場強靱化推進事業補助金交付要綱	東京都中央卸売市場の事業者等が、新たなビジネスや業務改善等の意欲的な取組を企画、研究、実施する場合に要する経費（補助率4/5以内）	-	-	34,839
⑤ 東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱	地方卸売市場の業務の運営に伴い、市場内で発生する廃棄物で、地方卸売市場が所在する区市の廃棄物処理に関する条例に定める事業系一般廃棄物の収集、運搬、処分のために支出した経費（補助率1/4）	6,743	6,485	6,239
合計			113,991	210,667	158,243

（表2）補助金の交付状況（団体別）

（単位：千円）

団体名	補助金名	交付額		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京多摩青果株式会社	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	4,491	115,511	12,666
	地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金	56,250	-	31,964
株式会社第一花き	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	4,848	4,952	4,798
	小計	65,589	120,463	49,428
東京八王子青果株式会社	中央卸売市場活性化支援事業補助金	27,207	87,571	-
	中央卸売市場強靱化推進事業補助金	-	-	34,839
株式会社大東京綜合卸売センター	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	206	154	170
	小計	27,413	87,725	35,009
合計	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	-	-	66,410
	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	1,689	1,379	1,271
小計	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	1,689	1,379	67,681
	東京都地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金	19,300	-	-
小計	19,300	1,100	6,125	
合計	113,991	210,667	158,243	

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京多摩青果株式会社など4団体の補助対象事業について、主に、事業は目的に沿って適切に行われているか、会計経理等は適正に行われているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局

ア 補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの

市場は、東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市場機能の高度化及び買受人等の利便性に配慮した地方卸売市場の施設整備の促進を図り、もって、生鮮食料品等の流通の円滑化と都民の消費生活の安定に資することを目的として、東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金を交付している。

要綱第14において、「実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付け加えた条件に適合するものであるかどうかを調査すること、第18において「補助金を他の用途に使用したとき」「補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」こと、第19において「第18の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる」ことが規定されている。

ところで、市場は、令和3年度において、表3のとおり、東京八王子青果株式会社に対して、団体が開設する市場（以下「八王子市場」という。）の移転工事を対象として補助金を支出している。

移転先である新施設敷地内に「祠（ほこら）」（以下「当該施設」という。）があることが認められた。要綱において、基幹施設や衛生施設など、補助対象となる施設区分が限定列举されているが、当該施設はそのいずれにも該当せず、補助対象とならない。

また、その設置の経緯について団体に確認したところ、八王子市場移転の際、前八王子市場の敷地の売却先から移転を求められて移築したとのことであった。

当該施設の移転については、移転工事の仕様書に記載はないものの、工事受注者（以下「受注者」という。）は、見積りの前の時点で前八王子市場に当該施設が存在することを確認したとされていることから、工事契約の「諸経費」に含めて積算、請求していることが考えられる。そこで、今回監査を受けて、市場が改めて団体を通じて受注者に当該施設の移転経費が工事経費に含まれているかについて確認した結果、含まれていないとのことであった。市場は、要綱に基づいて現地調査等における確認結果を踏まえて、本契約金額に補助対象外

施設の移転経費が含まれていないことを受注者に確認しておくべきであったが、監査日（令和4年9月16日）現在確認していない状況となったことは適切でない。

市場は、補助事業に補助対象外の経費が含まれていないか適切に確認を行い、その結果を踏まえて補助金額の確定を行うなど、補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行われた。（中央卸売市場）

（表3）東京八王子青果株式会社に対する補助事業について（令和3年度）（単位：千円）

補助金額	補助対象金額	契約件名	契約相手方	補助対象期間
66,410	406,415	（仮称）東京都八王子北野地方卸売市場移転工事	A	令和3.8.16～令和4.3.31

第4 補助対象事業の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

地方卸売市場とは、生鮮食料品や花きの卸売を行う市場のうち、卸売市場法（昭和46年7月施行）及び東京都地方卸売市場条例（昭和47年1月1日施行）に基づき、知事が認定をした卸売市場である。中央卸売市場との主な相違点は、中央卸売市場は、その施設が省令で定められた規模以上である点や、農林水産大臣の認定を受けなければならない点であるが、生鮮食料品等の公正取引の場として重要な役割を果たしている点において、中央卸売市場と同様の役割を担っている。

東京多摩青果株式会社ほか3団体による補助対象事業について、「東京都地方卸売市場施設整備」事業補助では、令和2年度に「買受人用冷蔵倉庫新築工事」などへの補助を行い、令和3年度に「市場移転に係る新築工事」などへの補助を行っている。

「地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備」事業補助では、令和2年度において、今回監査対象団体への補助実績がなかったが、令和3年度において、「冷凍設備更新工事」などへの補助を行っている。

「中央卸売市場活性化支援」事業補助は、令和2年度に「空調改修工事、せり場シート交換」などへの補助を行ったが、令和3年度に「中央卸売市場強靱化推進」事業補助へ制度が移行したため、8,757万円の削減となっている。また、「中央卸売市場強靱化推進」事業補助は、「中央卸売市場活性化支援」事業補助に代わって、令和3年度から補助事業が始まり、ICTを活用した他市場連携事業などに対して補助を行った結果、令和3年度の補助金額は、令和2年度に比べて3,483万円の増となった。

「東京都地方卸売市場管理衛生費」事業補助は、今回、補助団体が行った事業規模に大きな変動がなかったため、補助金額はおおむね同規模となっている。

① 東京都地方卸売市場施設整備事業

(単位：千円)

団体名	施設区分 (補助率)	令和2年度			令和3年度			
		補助対象 経費	補助 金額	事業内容	補助対象 経費	補助 金額	事業内容	
東京多摩青果株式会社	基幹施設 (4/10) (注)	761,985	115,511	買受人用 冷蔵倉庫 新築工事	物流機能 高度化施設 (1/3)	38,000	12,666	物流シ ステム更新 工事
東京八王子青果株式会社	-	-	-	-	基幹施設 外構工事 衛生施設 防災施設 付帯施設 (1/5又は 1/4) (注)	406,415	66,410	市場移転 に係る新 築工事
株式会社大東京総合卸売センター	付帯施設 (1/5)	5,500	1,100	変電室改 修工事	防災施設 (1/4)	24,500	6,125	屋外消火 栓設備更 新工事

(注) 計算上の交付額が予算額を超過するため、補助金額を調整している。

② 地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備事業

(単位：千円)

団体名	施設区分 (補助率)	令和2年度			令和3年度		
		補助対象 経費	補助 金額	事業内容	補助対象 経費	補助 金額	事業内容
東京多摩青果株式会社	-	-	-	環境負荷低 減事業 (1/2)	8,200	4,100	空調設備 更新工事
	-	-	-	環境負荷低 減事業 (1/2) (注)	62,400	27,864	冷凍設備 更新工事
	-	-	-	合計	70,600	31,964	-

(注) 計算上の交付額が予算額を超過するため、補助金額を調整している。

③ 中央卸売市場活性化支援事業

(単位：千円)

団体名	事業区分 (補助率)	令和2年度			令和3年度		
		補助対象 経費	補助 金額	事業内容	事業区分 (補助率)	補助対 象経費	補助 金額
株式会社第一花き	市場の働き方 改革等 (注1) (4/5)	37,000	29,600	コロナ禍にお けるICT活用 による社内 業務改善	-	-	-
	販売力強化等 (注2)・ 集荷力向上 (注3)	31,800	25,440	コロナ禍にお けるICT活 用による集荷 力・販売力強 化	-	-	-
	品質・衛生管 理等 (注4) (4/5)	40,664	32,531	「新しい日 常」の定着推 進(空調改修 工事、せり場 シート交換ほ か)	-	-	-
	合計	109,464	87,571	-	-	-	-

(注1) 市場業務に精通した人材確保や市場の働き方改革に資する事業 (補助要綱第5条の区分五)

(注2) 国内外の販路拡大や販売力強化に資する事業 (同区分二)

(注3) 産地からの集荷力向上に資する事業 (同区分三)

(注4) 品質・衛生管理の強化等に資する事業 (同区分六)

④ 中央卸売市場強靱化推進事業

(単位：千円)

団体名	事業区分 (補助率)	令和2年度			令和3年度		
		補助対 象経費	補助 金額	事業内容	事業区分 (補助率)	補助対 象経費	補助 金額
株式会社第一花き	-	-	-	市場全体の改革 をけん引する事 業(2/3)	39,700	26,486	ICTを活用 した他市場連 携
	-	-	-	自社ビジネス等 の変革に資する 事業(2/3)	12,560	8,373	出荷情報のデ ジタル化等
	-	-	-	合計	52,260	34,839	-

⑤ 東京都地方卸売市場管理衛生費補助金

(単位：千円、kg)

団体名	市場名	令和2年度			令和3年度		
		補助対象 経費	補助 金額	廃棄物 処理量	補助対象 経費	補助 金額	廃棄物 処理量
東京多摩 青果株式 会社	東京都国立地方 卸売市場	15,876	3,969	323,308	14,322	3,580	286,443
	東京都東久留米 地方卸売市場	3,934	983	83,232	4,873	1,218	103,098
株式会社 第一花き	第一花き立川地 方卸売市場	618	154	36,540	683	170	36,400
東京八王 子青果株 式会社	東京都八王子北 野地方卸売市場	5,519	1,379	217,990	5,087	1,271	219,430

(注) 補助率：補助事業に要した経費又は市場が所在する区市の条例に定める廃棄物処理手数料により算出した額のいずれか小さい方の4分の1の額

八丈町商工会

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び市局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	八丈町商工会	令和4年4月20日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立
主な沿革	昭和45年2月 法人設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 商工業に関する講習会・展示会等の開催 商工業に関する調査研究
所在地	東京都八丈島八丈町大塚郷2551番地2
組織・人員	会員363名で組織され、役員30名(会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名、全て非常勤) 事務局職員5名
都との関係	補助金(表1) 2,653万5千円(令和2年度交付額) (産業労働局) 2,614万5千円(令和3年度交付額)

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費(補助率：10/10以内)	27,108	26,532	26,144

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の着眼点

本監査では、八丈町商工会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業等の事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の小規模事業者をいう。

(イ) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金銭格差	記載指導
令和元年度	427	191	4	14	33	642
令和2年度	393	384	1	15	67	626
令和3年度	366	376	1	13	21	605

(ロ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経営改善普及事業(経営相談事業)	22,808	22,232	21,844
経営改善普及事業(地域活性化事業)	4,300	4,300	4,300

社会福祉法人武蔵野会

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人武蔵野会	令和4年4月28日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業

(表1) 監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分	令和2年度		令和3年度	
	交付金額(千円)	施設数	交付金額(千円)	施設数
監査対象団体に対する補助金交付額等	200,600	2	202,300	2

(注) 令和3年度交付額は、交付額確定前の補助金額も含めた数値である。

2 団体の概要

社会福祉法人武蔵野会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める各種の社会福祉事業等を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。監査対象団体における補助対象施設は、表2のとおりである。

(表2) 監査対象団体が設置する施設(令和4年3月31日現在)

(単位:人)

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社補) 武蔵野会	大島恵の園	障害者支援施設	大島町差木地1番地	74	80
	第2大島恵の園			79	80

3 都との関係

都は、団体に対し、令和2年度に2億60万円、令和3年度に2億230万円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要

監査対象とした補助金の交付目的等は、表3のとおりである。

(表3) 主な補助金の概要

補助金名 交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)	社会福祉施設の運営等に要する費用の一部を補助し、社会福祉施設の利用者の福祉の向上を図る。	基本補助 努力・実績加算	施設規模別に定める障害福祉サービス種別月額単価×各月初日現員数 重度者、障害者等雇用、医療的ケア、施設者受け入れ等の努力・実績に比じた加算
(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱)	感染症対策を迅速かつ適切に講ずることにより、利用者に対して安心して生活できるように心がけて安心して働く環境を整えらるる。また、新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金(令和2年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱)	令和2年10月8日以降に発生したPCR検査費用や衛生物品の購入費用など、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費	本要綱に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、補助率(10分の10)を乗じる
障害者施設整備補助金(障害者(児)施設整備補助要綱)	施設整備に要する経費について、障害者(児)の福祉の向上を図る。	施設の整備に必要な施設整備費	本要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率(4分の3)を乗じる

(2) 補助金交付額

監査対象とした社会福祉法人に対する補助金の交付額は、表4のとおりである。

(表4) 団体別補助金別交付額

(単位：千円)

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
大島恵の園		東京都民間社会福祉施設サービ ス推進費補助金	96,571	94,282	91,907
		障害者支援施設等における新型 コロナウイルス 感染症対策強化 事業補助金	—	3,580	—
(社) 武蔵野会		障害者 (児) 施 設整備費補助金	—	—	5,527
		東京都民間社会福祉施設サービ ス推進費補助金	99,195	99,158	99,339
第2大島恵の園			—	3,580	—
障害者支援施設等における新型 コロナウイルス 感染症対策強化 事業補助金			—	—	—
障害者 (児) 施設 整備費補助金			—	—	5,527
合計			195,766	200,600	202,300

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、社会福祉法人武蔵野会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出しより検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

社会福祉法人養和会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人養和会	令和4年4月21日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業

(表1) 監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分	令和2年度		令和3年度	
	交付金額（千円）	施設数	交付金額（千円）	施設数
監査対象団体に対する補助金交付額等	39,067	5	26,501	5

2 団体の概要

社会福祉法人養和会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める各種の社会福祉事業等を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象団体における補助対象施設は、表2のとおりである。

(表2) 監査対象団体が設置する施設 (令和4年3月31日現在)

(単位:人)

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(注) 養和会	第二八丈老人ホーム	介護老人福祉施設	八丈島八丈町大賀郷	120	120
		短期入所生活介護事業所		-	-
	通所介護事業所	-		-	
	養和会指定居宅介護サービスセンター	-		-	
	養和会指定訪問介護事業所	-		-	
	養和会指定居宅介護支援事業所	-		-	
八丈町地域包括支援センター	地域包括支援事業所	-	-		

3 都との関係
 都は、団体に対し、令和2年度に3,906万余円、令和3年度に2,650万余円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要
 監査対象とした補助金の交付目的等は、表3のとおりである。

(表3) 主な補助金の概要

補助金名 交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助(東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱)	介護保険制度へ円滑に移行するため必要とする運営費等の一部を補助し、利用者サービスの維持向上と経営基盤の整備を図る。	施設振興費 あん摩マッサージ指圧師加算 小規模施設加算 島しょ加算 町村部特別加算	月額単価×入所定員×12か月 定員別・地域別による単価(月額) 定員別・地域別による単価(月額)
令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護サービス)交付要綱)	感染症対策に必要な物資を確保し、介護サービスを提供するための支援等を行い、サービスの提供体制の構築を図る。	介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給経費 衛生用品等の感染症対策に必要な物品・備品購入に係る費用	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算 第三者評価受審と補助対象経費の美支出額とを比較して少ない方の額に補助率(10/10)を乗じる 本要綱に定める基準単価と補助対象経費の美支出額とを比較して少ない方の額に補助率(10/10)を乗じる
令和3年度介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業補助(介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業補助要綱)	感染症対策に必要な衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。	衛生用品等の感染症対策に必要な物品・備品購入に係る費用	本要綱に定める基準単価と補助対象経費の美支出額とを比較して少ない方の額に補助率(10/10)を乗じる

(2) 補助金交付額

監査対象とした社会福祉法人に対する補助金の交付額は、表4のとおりである。

(表4) 団別別補助金別交付額

(単位：千円)

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
(社) 養和会	第二八丈老人ホーム	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助	28,611	29,733	26,353
	第二八丈老人ホーム(介護老人福祉施設)		-	5,967	-
	第二八丈老人ホーム(短期入所生活介護事業所)		-	799	-
	八丈島高齢者在宅サービスセンター	令和2年度東京都緊急包括支援補助(介護分)	-	1,611	-
	養和会訪問介護事業所		-	414	-
	養和会指定居宅介護支援事業所		-	363	-
	八丈町地域包括支援センター		-	150	-
	第二八丈老人ホーム(介護老人福祉施設)		-	-	70
	第二八丈老人ホーム(短期入所生活介護事業所)		-	-	10
	八丈島高齢者在宅サービスセンター	令和3年度介護サービス事業所・施設における感染症防止対策支援事業	-	-	10
	養和会指定居宅介護支援事業所		-	-	10
	八丈町地域包括支援センター		-	-	10
	第二八丈老人ホーム	私立学校等結核予防費都費補助事業	32	30	28
	合計		28,643	39,067	26,501

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、社会福祉法人養和会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

東京都公立大学法人

第4 出資団別別監査結果

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	東京都公立大学法人	令和4年10月28日から 同年11月9日まで	令和2年度及び令和3年度
局	総務局	令和4年10月27日及び 同年11月10日	の事業

2 団体の概要

設立の目的	設立の概要
大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と獨創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを旨とする大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的として設立	東京都公立大学法人（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、平成17年4月1日に都が設立、令和2年4月1日に名称変更 東京都立大学 平成17年4月 首都大学東京設置 令和2年4月 東京都立大学に名称変更 東京都立産業技術大学院大学 平成18年4月 産業技術大学院大学設置 令和2年4月 東京都立産業技術大学院大学に名称変更 東京都立産業技術高等学校 平成18年4月 東京都立産業技術高等学校設置 平成20年4月 東京都から移管
主な沿革	

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置及び運営 学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助 受託研究又は共同研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供 教育研究の成果の普及及び活用促進 前各号の業務に附帯する業務
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
組織	東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校及び事務組織（経営企画室、総務部等）
人員	役員9名（理事長1名、副理事長3名、理事3名、監事2名（非常勤）） 教員808名、職員445名
出資（表1）	現物出資 土地860億3,536万5千円、建物618億9,525万5千円 合計1,479億3,062万5千円（100%）
交付金（表2）	204億4,077万5千円（令和2年度交付額） 200億8,338万5千円（令和3年度交付額）
補助金（表2）	28億8,128万5千円（令和2年度交付額） 25億5,477万5千円（令和3年度交付額）
就学支援金等（表3）	1億1,334万5千円（令和2年度交付額） 1億990万5千円（令和3年度交付額）
事業の委託（表4）	5,527万5千円（令和2年度委託料） 7,869万5千円（令和3年度委託料）
経常収益に占める部からの収益（表5）	経常収益283億5千円のうち、205億5千円（72.6%）（令和2年度） 経常収益278億5千円のうち、195億5千円（70.4%）（令和3年度）
財産の貸付（表6）	行政財産 土地（25.0㎡）及び 普通財産 建物（9,947.32㎡）を無償貸付
職員の派遣等	常勤職員34名を都から派遣
業務実績評価面（全体評価）（注2）	令和2年度：着実な業務の進捗状況にある 令和3年度：着実な業務の進捗状況にある

(注1) 上記数値等は令和4年3月31日現在
(注2) 法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画に記載されている事項について、当該計画の実施状況を検証し、当該項目の実施状況を5段階（S～D）

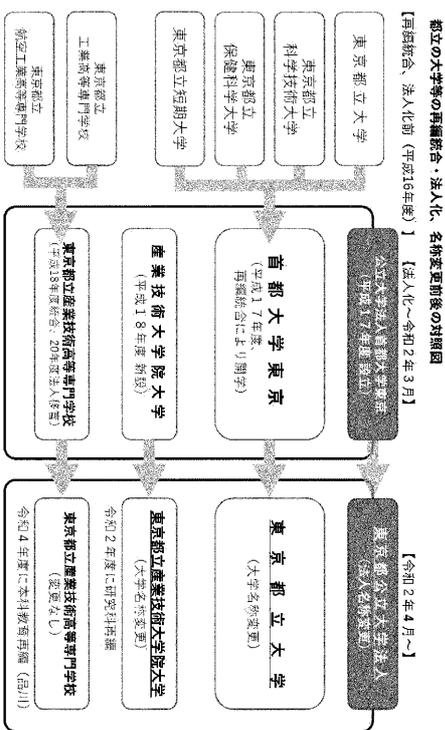
で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置。以下「評価委員会」という。）は、これを基に検討を行い、3.5の項目別評価「1～5」及び全体評価をし、知事へ報告する。

(表1) 出資（現物出資）の状況

区分	土地		建物	
	地積	評価額	延べ床面積	評価額
東京都立大学	428,041.26	29,845,527,110	158,673.81	29,690,479,028
東京都立保健科学大学	34,999.97	5,914,994,930	29,635.27	6,098,194,271
東京都立科学技術大学	62,439.61	7,010,000,000	28,852.45	7,174,448,398
東京都立小笠原研究施設	771.45	24,100,000	546.73	159,546,400
東京都立工業高等専門学校	37,134.15	30,084,078,300	34,139.54	7,577,456,910
東京都立航空工業高等専門学校	48,370.10	13,156,667,200	30,819.55	4,866,333,473
計	-	-	9,587.59	6,328,800,000
合計	611,756.54	86,035,367,540	292,254.94	61,895,258,480
		147,930,626,020		

(注) 法人の資本金の額は、東京都が出資する上記（表1）に掲げる資産について、当該出資の日現在における時価を基準として、都が評価した額である。

(参考)



(表2) 交付金及び補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
運営費交付金	東京都公立大学法人運営費交付金交付要綱	法人の運営(通常及び特定期間の事業等)に要する経費	17,313,118	20,404,078	20,083,382
施設費補助金	東京都公立大学法人施設費補助金交付要綱	法人の施設・設備の整備に要する経費	2,906,547	2,881,280	2,554,774
合計	合計		20,219,666	23,285,358	22,638,156

(表3) 高等学校等就学支援金及び事務費の交付状況

(単位：千円)

就学支援金 事務費	根拠	対象事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			110,051	112,489	109,791
	東京都立産業技術高等専門学校就学支援金等交付要綱	教育に係る経済的負担の軽減、機会均等に寄与	133	855	113
合計	合計		110,185	113,344	109,904

(表4) 主な委託事業(都運携事業)

(単位：千円)

所管局名	事業名	委託料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
政策企画局	令和3年度「東京都と大学の共同事業」			3,939
総務局	管理職候補者研修「経営管理」など	9,064	4,045	8,350
福祉保健局	新型コロナウイルス感染症対策に係るA1予測モデルの開発に関する共同研究		7,797	7,336
産業労働局	観光経営人材育成事業など	12,947	14,067	16,041
港湾局	東日本大震災に伴う放射性物質への災害時対応	85	85	85
水道局	供用年数等を踏まえた配水ネットワークの管路更新計画に関する共同研究など	25,394	16,338	18,512
下水道局	下水道幹線管路内の無人調査用ロボットの開発など		12,937	23,194
教育庁	高校生探究ゼミナール			1,233
合計		47,491	55,272	78,692

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	27,020	100	28,305	100	27,828	100
都からの収益	20,819	77.1	20,559	72.6	19,588	70.4
運営費交付金	16,717	61.9	18,262	64.5	17,778	63.9
資産見返負債戻入	961	3.6	973	3.4	1,098	3.9
受託事業等収益	110	0.4	48	0.2	81	0.3
施設費収益	2,906	10.8	1,161	4.1	520	1.9
その他の収益	123	0.5	113	0.4	109	0.4
他の収益	6,200	22.9	7,746	27.4	8,240	29.6

(表6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡)

分類	施設の名称(所在地)	目的	種類	面積
行政財産	東京都農林総合研究センター (東京都立川市富士見町三丁目8番1号)	観測用鉄塔の設置	土地	25.00
	東京都立大学晴海校舎 (東京都中央区晴海一丁目2番2号)	法科大学院の運営	建物	9,869.02
普通財産	富士見高原学外施設 (長野県諏訪郡富士見町立浜字広原1番1056)	セミナーハウスの運営	建物	78.30
合計	合計			9,947.32

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、法人の事業について、主に、中期目標及び計画に基づく法人の運営に係る業務について、中期計画における進捗状況や最終年度における次の計画への準備が適切になされているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

法人は、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校について、都知事が定めた業務運営に係る中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を作成し、運営を行っている。

事業運営について見ると、法人は、法第25条及び第78条の規定により知事が平成28年6月に定め、平成31年4月に一部変更した中期目標（期間：平成29年度～令和4年度）に基づき、第三期中期計画（平成29年3月認可、令和元年8月変更認可）及びこれに基づく年度計画を作成し、限られた資源の選択と集中を図りながら、各校がそれぞれの特色を生かしつつ様々な主体との連携を深化させることで、更なる強みや新たな相乗効果を生み出し、その成果を国内外に積極的に発信することにより、認知度をより一層高め、存在意義を示していくことを基本方針とし、教育・研究・社会貢献・グローバル化などの事業を実施した。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

（単位：百万円、％）

科目	令和元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常費用	26,869	26,116	△753	△2.8	26,277	160	0.6
経常収益	27,020	28,305	1,285	4.8	27,828	△477	△1.7
当期総利益	276	2,172	1,895	684.4	1,440	△731	△33.7
資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△634	△0.4
負債合計	20,110	22,916	2,806	14.0	22,861	△55	△0.2
純資産合計	135,627	135,835	207	0.2	135,256	△579	△0.4

ア 費用及び収益の状況

法人の経常費用については、令和2年度は7億余円減少しており、これは主に、国内外旅費交通費、光熱水費などの減少によるものである。

経常収益は、都からの収益である運営費交付金収益が約6割で大半を占めているが、自己収入である学生からの授業料収益が約2割で、それ以外にも受託研究等収入を得ている。

経常収益を見ると、令和2年度は、1.2億余円増加しており、これは主に、都からの運営費交付金に係る収益の増加などによるものである。令和3年度は、4億余円減少しており、これは主に、都からの運営費交付金及び施設費収益の減少などによるものである。

これらの結果、令和2年度の当期総利益は、1.8億余円増加し、令和3年度においては、7億余円減少している。

イ 財政状態

法人の資産のうち9割以上は、土地や建物などの固定資産が占めている。

資産は、令和2年度に3.0億余円増加しており、これは主に、有形固定資産において、ローカル5G機器や超電導磁気共鳴断層撮影装置等を取得したこと、また、流動資産においては、手元剰余金の預入れにより有価証券が増加したことなどによるものである。

純資産は令和3年度に5億余円減少しており、これは主に、損益外減価償却累計額に相当する資本剰余金が減少したことなどによるものである。

(3) 事業運営に関する評価

法人は、法第78条の2第1項の規定に基づき、令和3年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けている。

評価委員会が令和4年8月に公表した「令和3年度 東京都立大学法人業務実績評価書」によれば、3.5項目に係る事業の進捗状況・成果について、第三期中期目標計画の5年目として、中期目標達成に向けて年度計画を順調に実施しており、着実な進捗状況であると評価している。

また、改善すべき点として東京都立大学南大沢キャンパスにおいて、令和3年12月に火災が発生したことに対して、こうした事故が二度と起こらぬよう、防火体制の整備、法人・教職員の危機管理意識の共有、対応策の浸透・徹底に取り組みたいとしており、これを受け法人は、安全対策検討会の開催、危険物の保管及び危険物を扱う実験に対する指針の作成、各研究室がガイドラインを規定し、取組の徹底を図るとしている。

その他にも、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施しているものの、メール送信に伴う個人情報漏洩などの事故が発生しているため、更なる安心・安全に対する取組が求められる。

令和2年度は、コロナ禍において対面授業の実施に制約がある中、オンライン授業を迅速に開始し、令和3年度では、国際シンポジウムやセミナーのオンライン開催など、教育研究の質の向上を図り、社会貢献においても、対面によらない公開講座等を通じて、新たな受講層を獲得するなど、効果的な法人運営を推進している。

令和4年6月には知事が第四期中期目標（期間：令和5年度～令和10年度）を決定し、社会

との価値共創として、産業界、区市町村、地域社会等とのつながりを一層深め、企業等の成長支援、生涯学習の提供等、産業の振興や都民生活の充実に資する様々な取組を推進していくこととしている。

法人において外部資金研究費の獲得は、法人財政の安定性・自律性確保の観点のみならず、大学の研究活動の維持向上を図る上で不可欠なものとなっており、取組の強化が望まれる。都からの運営費交付金が6割を占め、今後、都民とつながりを一層深め様々な取組を推進していく法人は、財務報告の透明性や都民への説明責任をより一層向上させることが求められている。法人全体のあるべき収支構造を中長期的に捉えた上で、自己収入の改善、経費の節減、業務執行の効率化等の取組を更に推し進めていくことが必要である。

2 指摘事項
(1) 団体

ア クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの
クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第34条によれば、事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行わなければならないとしている。

法人は、南大沢キャンパスの各研究室に設置し、学生が研究活動に使用するクレーンについて表7の契約により当該点検を委託している。

ところで、法人における点検結果の対応状況について見たところ、表8のとおり、令和4年3月に整備の緊急性度が「高」(注)と判定されたクレーンは、平成30年度と同契約から同様の判定が4年間継続しているにもかかわらず、監査日(令和4年10月31日)現在、交換の対応を行っていないことが認められた。

このように「高」と判定された箇所への対応が行われていない理由について、法人は、①平成30年度以降、その交換に係る予算要求を行わずに、年度末近くに残予算がある場合に交換する方針としていたが、他の緊急対応に経費を支出し予算が不足したため交換できなかったこと、②表8の点検報告書総合所見には、著しい型崩れがあり、緊急性度が「高」と判定されていることを認識していたが、交換を「推奨」するとの記載があったこと、③表8のクレーン事故定期自主検査表に記載のワイヤロープ(摩擦切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態)に係る判定は、三段階の中間(ただし、ワイヤ型崩れありとの所見あり)であったことによるものとしている。

しかしながら、本委託契約の主旨である重大な人身事故や設備の損傷等を未然に防止するという目的を踏まえれば速やかに交換すべきであり、委託の成果である点検報告が結果として十分に活用されていないのは適切でない。

法人は、学生等の安全確保に努めるためにも、クレーンの点検結果の対応を速やかに行われない。

(東京都公立大学法人)

(注) 緊急性度の段階は、「使用禁止、高、中、低、経過観察」の区分となっている。

(表7) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
令和2年度10トン及び5トンクレーン外21点の自主点検委託	令和3.2.10 ～令和3.3.31	880,000	A
令和3年度10トン及び5トンクレーン外21点の点検委託	令和4.1.14 ～令和4.3.31	858,000	A

(単位：円)

(表8) 点検結果の対応状況

点検報告時期	点検報告書の記載内容
令和4年3月	定期自主検査結果総合所見 N0.8 機械精密実験棟108室・風洞設備室(0.5tモノレベル) ・ライヤローブに著しい型崩れが認められます。交換を推奨します。 ・緊急性度：高(注) N0.15 土木実験棟B150室・構造応用力学実験室(2.8t天井クレーン) ・ライヤローブに著しい型崩れが認められます。交換を推奨します。 ・緊急性度：高(注) クレーン年度次定期自主検査表 N0.8 機械精密実験棟108室・風洞設備室(0.5tモノレベル) (点検項目詳細) 素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリッス塗布の状態 ・所見：ライヤローブ型崩れあり N0.15 土木実験棟B150室・構造応用力学実験室(2.8t天井クレーン) (点検項目詳細) 素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリッス塗布の状態 ・所見：ライヤローブ型崩れあり
令和3年3月	同上
令和2年3月	同上
平成31年3月	同上

(注) 緊急性度の段階は、「使用禁止、高、中、低、経過観察」の区分となっている。

イ 契約変更手続を適切に行うべきもの

法人は、学術情報基盤センターにおいて、学内及び学外利用者向けの動画配信を目的として「動画配信システム運用管理業務及びOCW用動画編集委託(単価契約)」を表9のとおり委託している。

本契約書約款第12条第1項では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」とされ、同条第2項には、「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定めるところとしている。」

ところで、本委託の内容や請求書について確認したところ、動画編集業務の単価が表10のとおり変更されていることが認められた。

このことについて、法人は、動画編集業務の一部を臨時職員に行わたため、委託内容を変更し、受託者とは減額交渉をメールで行ったとしているが、契約変更手続を行わなかったことは適切でない。

法人は、契約変更手続を適切に行われない。

(東京都公立大学法人)

(表9) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
動画配信システム運用管理業務及びOCW用動画編集委託(単価契約)	令和3.4.1 ～令和4.3.31	2,970,000	B

(単位：円)

(表10) 年間の執行状況

(単位：円)

委託内容	契約単価	予定数量	請求単価	実績数量
動画配信システム運用管理業務	110,000	12	110,000	12
動画編集業務(単価契約)	165,000	10	82,500	9

ウ 要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの

東京都公立大学法人会計規則(平成17年度法人規則第44号。以下「会計規則」とい

う。)第44条では、法人における契約方法は、一般競争入札による方法が原則とされ、一定の場合に限り指名競争及び随意契約による方法が認められている。東京都公立大学法人契約事務規程(平成17年度法人規程第26号)第2条第1項では、東京都立産業技術高等専門学校管理部高専荒川キャンパス管理課長は、予定価格が500万円を超えない工事契約について随意契約により契約を締結することができるものとされ、500万円を超える場合は法人の総務部長が希望制指名競争入札で契約を締結することとしている。

ところで、法人では、表11のとおり、本館3階にある3か所の教室を改修し、医学の外、OA機器を使用した講堂である医工連携教育・研究プロジェクト(注)を実施するため、項番1では間仕切り壁及びドア断下側窓の設置、電源移設工事等、項番2はOA床設置工事、項番3は既設モニターの移設、プロジェクター及び天井スピーカーの設置の外それらに伴う配線工事を3件の随意契約により締結している。

そこで、この3件の工事内容を見たところ、いずれの工事も同一の教室に係る工事であり、また工期が重複していることが認められた。

このことについて法人は、項番1の工事契約締結後に学内から新たな改修要望が出たため、項番2の契約を発注することになり、またその後も新たに要望が出たことから項番3の契約を発注したとしている。

しかしながら、法人は項番1に係る改修工事内容の検討を行っていたとしているが、追加契約となったOA床の設置、プロジェクター・天井スピーカーの設置等は、本事業の内容を踏まえたれば項番1の工事の計画当初から提案されるべき内容であり、工事に係る要望を適切に調査し把握すべきであったにもかかわらず、これを行っていないのは適切でない。

よって、いずれの工事も別の工事として発注しなければならない特段の理由は見当た

す、1件の工事として発注可能であると認められる。
 以上のことから、1件の工事としていれば、その予定価格は500万円を超え、契約方法の原則である入札により調達すべきであるにもかかわらず、それぞれを随意契約により調達していることは適正でない。
 法人は、計画的に工事を行わたい。

(東京都公立大学法人)

(注) 健康で豊かな生活を支援するシステムや機器の開発が必要であることから、医学と工学分野の融合・複合を可能にする人材の育成を目指し、未来工学教育プログラム等を実施するもの。

(表11) 工事契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	受託者	主な工事内容
1	東京都立産業技術高等専門学校(荒川キャンパス)A311-313改修工事	令和3.11.8 ～令和4.3.25	4,950,000	C	間仕切り壁・ドアの撤去、パーテーションの撤去と設置、電源移設工事等
2	東京都立産業技術高等専門学校(荒川キャンパス)A311-313 0A床設置工事	令和4.2.21 ～令和4.3.31	2,123,000	C	0A床設置
3	3階教室配線工事	令和4.2.25 ～令和4.3.31	800,800	D	既設モニターの移設、プロジェクトスリーカー、ペンチトルカマスの設置等

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について

法人は、資金を預金、地方債、政府保証債、財投機関債、社債及び金融債で運用している。このうち、表12の金融債5億円は、仕組債(注1)の一種で、発行者である外国金融機関が6ヶ月毎の利払い日に早期償還する権利を有するコーポラル債である。当該金融債は一般的に他の債券に比べて高い利率が期待できるが、主として表13のような、信用リスク、流動性リスク及び早期償還リスクを有している。

当該金融債の発行者の格付(注2)は、下落傾向にある。そこで、合理性、有効性等の観点から、資金運用が法人の規則等に定める資金管理の原則に沿って適切にリスク管理されているか、財務諸表における開示が適正で十分なものとなつて

いるかなどに着眼して見たところ、次のような状況となつていた。

(ア) 金融債による資金運用に係るリスク管理について

法人は、会計規則において、資金管理計画等について定めており、これを受けて、東京都公立大学法人資金管理規程(平成17年度法人規程第24号、以下「資金管理規程」という。)を定めるとともに、資金管理業務の円滑な運営を図ることを目的として東京都公立大学法人資金管理方針(以下「資金管理方針」という。)を策定している。会計規則では、表14のように経営審議会の議を経て資金管理計画を作成することとし、資金管理規程では、資金管理計画を作成するときは、安全性及び流動性を確保するとともに利率的な資金の管理運用に配慮し、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしている。資金管理方針では、資金管理に当たっては優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、運用の基本として、元本の安全性確保が最重要であり、信用リスク、金利リスクの低減を図り、元本の保全に努めるものとした上で、余裕金の運用は、法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象としている(表15、16、17)。

a 金融債の購入意思決定

法人は「資金運用対象事業者の選定及び運用の実施について(2)東公法総会第52号令和2年4月13日(起案)」により、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、発行者が早期償還する権利が組み込まれていることや各種リスクを記載した別紙を添付した上で、金融債5億円を購入することを事業決定手続に基づき決定権者である事務局長が決定し、令和2年5月に購入していた。

一方、資金運用の基となる資金管理計画は、令和2年3月24日から同日26日開催の経営審議会において承認されており、表18のとおり、＜基本的方針＞を掲げ、商品範囲については、「預金、金銭信託、債券(国債・地方債・政府保証債・財投機関債・担保付社債・外国政府債)」としていた。ここでは、債券の中に金融債は含まれていない。また、表19のとおり、＜2020年度運用計画＞では、余裕金の運用を検討する対象として金融債の記載はない。

このように、法人が購入した金融債は、経営審議会承認された資金管理計画において、運用を検討する対象として記載されていなかった。そして、当該金融債は外国金融機関が発行する仕組債のような各種リスクを有するが、経営審議会には、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、概要、各種リスクについての情報が付されておらず、公債や政府保証債に類する債券とは異なるリスクを有する債券を運用対象として検討することについて踏られていなかった。

資金管理規程では、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしているが、当該金融債の購入は、経営審議会承認された資金管理計画に記載された運用対象商品の範囲を超

えており、同計画に基づいた個別の運用となっていないかつたことは適切ではなく、改善を検討する必要がある。

b 金融債の運用期間中の状況報告

当該金融債の発行体の格付は、徐々に下落しており、令和4年11月には表17の総務省告示及び表18の資金管理計画<基本の方針>で投資不適格となる水準に近づきつつある。

こうした状況の中、法人は、毎年度末の経営審議会で、翌年度の資金管理計画を審議する際、あわせて当該年度の運用実績の報告を行っているとしている。

しかし、前述のように、資金管理方針では、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、信用リスク等の低減を図り、元本の保全に努めることを運用の基本としている。このため、民間の金融機関が発行する仕組債のような各種リスクに晒された債券で運用するのであれば、経営審議会への定期的な報告の頻度を高めるとともに、金融情勢やリスクの変化に応じて随時、報告することとし、審議・承認を経て、随機応変に運用方法を変更するなどの対応をとれるようにしておく必要がある。経営審議会に運用実績の報告を年度末に行うだけではリスク管理の側面から十分ではなく改善を検討する必要がある。

金融債の購入意思決定及び運用期間中の状況報告において、上記のような状況となっていたのは、長期にわたる超低金利や金融市場における信用動向に変化の兆しが見えつつある中で、どのような資金運用方針とリスク管理方法が最適かについての検討が十分でなかったことなどによる。

については、債券による運用に関する取組方針、目的、対象とすることができる金融商品の種別や資産の特性による各種リスクの許容度、限度額等を定めた基本的方針を具体的かつ明確に定め、確固たるものとして位置付けた上で、購入時のみならず運用期間中を通して、運用対象が有するリスク特性に応じた管理・運用体制をとることが望まれる。

(イ) 金融債の財務諸表における開示について

法人は、令和2年度及び令和3年度の財務諸表の附属明細書の「有価証券の明細(3) - 1 流動資産として計上された有価証券」の中で、当該金融債を満期保有目的債券に区分した上で、銘柄及び貸借対照表計上額5億円を記載していた。

これについて、法人は、早期償還の可能性が高かったことから、前年度の貸借対照表において流動資産に計上したとしている。

しかしながら、法人は当該金融債を満期保有目的として区分しており、表12のとおり、運用期間は発行日から3年間となっており、監査日(令和4年11月25日)現在、早期償

還されていない。償還日(令和5年5月12日)は前年度ともに、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えするため、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年3月24日総務省告示第221号)(表20)に基づいて、固定資産の投資その他の資産に計上すべきである。

また、財務諸表の注記「7. 金融商品関係(1) 金融商品の状況に関する事項」では、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(平成16年3月、総務省・日本公認会計士協会)の記載例の一部を引用し、「当法人の資金運用については、法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。」との記載にとどまっている。公債や政府保証債に類する債券以外の金融債等により運用している場合、具体的な運用対象商品のみならず、各種リスクの特性やリスク管理体制等を記載することによって、都民に負託された経済資源に関する情報を提供すべきである。なお、平成30年度の財政援助団体等監査においても、会計処理について資産除去債務を負債として計上していないことを指摘し、財務状況を適切に都へ報告するよう求められている。

財務報告の透明性や都民への説明責任をこれまでも増して向上させるため、今後、財務諸表の表示や金融商品の状況に関する事項の記載を充実させていくことが望まれる。

(東京都公立大学法人)

(注1) 仕組債：スワップやオプションなどの金融派生商品を利用することにより、満期、利子、償還金等を投資家や発行者のニーズに合わせて設定するなど、一般的な債券にはみられない特別な仕組みをもつ債券

(注2) 格付：格付機関が債券の発行体等の信用力や元利金の支払能力の確実性を分析してラソク付けしたもの。AAAが最高位でBBBまでが投資適格とされ、BB以下は投機的格付とされている。

(表12) 金融債

発行者	種類及び銘柄	取得価額(円)	発行日	償還日	利率
クレディ・スイス・エイジー	金融債クレディ・スイス・エイジーコーララル債	500,000,000	令和2.5.12	令和5.5.12	0.53%

(表13) 当該金融債が有する主なリスク

(信用リスク)	債券等の発行体の財務状況、信用状況が悪化することなどにより、利払いの遅延や元本の一部または全部が返済されない状態に陥るおそれ
(流動性リスク)	私債のため流通市場が確立されておらず、取引が成立しにくく、換金が困難であったり、償還前の売却は元本割れとなったりするおそれ
(早期償還リスク)	発行体が満期前償還の権利を行使することにより、予定した期間の運用収益が得られない、再投資の必要に晒されるなどの不利益を被るおそれ

（表14）資金管理についての法人の定め

<p>東京都公立大学法人会計規則（抜粋）</p> <p>第55条 理事長は、年度計画に基づいて、経営審議会の議を経て資金管理計画を作成する。</p> <p>2 理事長は、資金の余剰が認められるときは安全かつ効率的な運用に努めなければならない。</p>	<p>東京都公立大学法人資金管理規程</p> <p>第4条 会計規則第55条第1項に基づき、資金管理計画を作成するとき、理事長は、安全性及び流動性を確保するとともに、効率的な資金の管理運用に配慮しなければならない。</p> <p>第8条 理事長は、資金管理計画に基づき、期間1年超の資金運用を行うものとする。</p> <p>2 資金運用に当たっては、安全性の高い商品の基本として、条件、商品特性、運用金融機関等と比較検討し、効果的な方法により行わなければならない。</p> <p>第9条 総務部長は、資金管理計画に基づき、期間1年以内の資金運用を行うものとする。</p> <p>第10条 総務部長は、資金管理計画に基づく資金管理の実績を理事長に報告するものとする。</p>	<p>東京都公立大学法人資金管理方針</p> <p>第3条 資金管理にあたっては優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。</p> <p>第5条 運用の基本として、元本の安全性確保が最重要であり、信用リスク、金利リスクの低減を図り、元本の保全に努めるものとする。</p> <p>第6条 余裕金の運用は、地方独立行政法人法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とする。</p>	<p>（表15）運用対象金融商品</p> <p>東京都公立大学法人資金管理方針（抜粋）</p> <p>第6条 余裕金の運用は、地方独立行政法人法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とする。</p> <p>(1) 国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、金融債、社債、貸付信託の受益証券及び外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨を持って表示されるもの</p> <p>(2) 銀行等への預金、郵便貯金</p> <p>(3) 信託業務を営む銀行、信託会社の金銭信託</p>
---	--	---	---

（表16）余裕金の運用方法の定め

<p>地方独立行政法人法（抜粋）</p> <p>第43条 地方独立行政法人は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利金の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得</p>	<p>地方独立行政法人法施行規則（抜粋）</p> <p>第5条 法第43条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。</p> <p>一 法第68条第一項に規定する公立大学法人 次に掲げる債券（イからハまで及びホに掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>イ 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>ロ 金融債</p> <p>ハ 社債</p> <p>ニ 貸付信託法（昭和27年法律第195号）に規定する貸付信託の受益証券</p> <p>ホ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であつて、本邦通貨をもって表示されるもの</p>
--	--

（表17）公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人における業務上の余裕金の運用に当たっての債券の基準（平成29年総務省告示第145号）（抜粋）

<p>第1条 地方独立行政法人法施行規則（以下「規則」という。）第2条第1号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 金融債 金融機関が発行する債券であつて、当該債券の長期格付け又は当該債券を発行する金融機関の発行体格付けが、一以上の適格格付機関においてA以上であり、かつ、いずれの適格格付機関においてもBBB以下でないものであること。</p>

（表18）資金管理計画＜基本的方針＞

<p>○ 地方独立行政法人法が定める公立大学法人の運用・格付基準に適合する金融商品にて管理・運用する。</p> <p>商品範囲：預金、金銭信託、債券（国債・地方債・政府保証債・財技機関債・担保付社債・外国政府債）</p> <p>主な基準：格付会社の最低1社からA格以上を取得し、かつ、いずれもBB格以下を付けていない。</p> <p>○ 景気や金融政策の動向に十分留意した上で、安全性・流動性を確保しつつ、効率的な管理・運営を行う。</p>
--

〔表19〕 資金管理計画＜2020年運用計画＞

- 運用中の長期の債券は、継続して保有
- 決算剰余金等の余裕金は、第三期中期計画(2022年度までの)資金需要に支障のない範囲での短期的な運用を検討(利回りが期待できる社債等を想定)

〔表20〕 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(抜粋)

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。(注9)

(注9) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

- 4 売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来する国債、地方債、政府保証債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。

第12 投資その他の資産

1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注9)

- (1) 現金及び預金。ただし、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内(以下この節において「一年以内」という。)に期限の到来しないう預金を除く。
- (2) 有価証券で、「第31 有価証券の評価基準及び評価方法」において定める売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来するもの

第1 真实性の原則

地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)

(注1) 真实性の原則について

- 1 地方独立行政法人は地方公共団体の事務及び事業の実施主体として、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である住民等に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績(詳細は「参考資料」のとおり)

ア 教育及び研究事業

(単位：千円)

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	5,248,244	5,217,129	5,180,603
東京都立産業技術大学院大学	148,368	145,167	152,702
東京都立産業技術高等専門学校	405,554	407,014	407,171

(注) 授業料収益及び入学金収益を記載

イ 生涯学習事業

(単位：千円)

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	93,883	23,575	68,163
東京都立産業技術大学院大学	9,334	1,460	2,557
東京都立産業技術高等専門学校	495	379	625

(注) オープンユニバーシティ収益及び社会人教育プログラム収益

ウ 産学連携事業

(単位：千円)

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	924,767	885,602	1,135,502
東京都立産業技術大学院大学	22,877	17,201	25,565
東京都立産業技術高等専門学校	18,374	19,342	13,574